

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330038

研究課題名(和文) ドイツ連邦主義の連続と断絶に関する多角的研究：ワイマール期を中心とする比較考察

研究課題名(英文) Multilateral investigation of continuity and discontinuity of the German federalism : comparative research around the Weimar period

研究代表者

権左 武志 (GONZA, Takeshi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50215513

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,100,000円、(間接経費) 3,630,000円

研究成果の概要(和文)：ワイマール憲法の制定過程で、プロイセンを解体し、ラントを再編するという憲法起草者プロイスの構想は挫折し、第二帝政の連邦制構造は基本的に維持された。この結果、民主的単一国家を目指したライヒ改革が、ワイマール期に継続して論じられ、既存の境界を流動化する地方史の研究も開始された。ワイマール末期には、プロイセン政府の罷免以来、ライヒ改革が再活性化し、連邦主義批判が、ライヒ総督法による単一国家化を進める主要要因となった。戦後ドイツでは、連合国、特に合衆国とフランスの主導により、プロイセン解体とラント再編が実行された一方で、単一国家が脱集権化されて、連邦制構造が回復された。

研究成果の概要(英文)：The concept of Hugo Preuss, drafter of the Weimar Constitution, to dismantle Prussia and to reorganize the states was broken down on the enactment process of the Constitution and the federal structure of the Second Empire was essentially maintained. Then the Empire reform aiming at the democratic unitary state was continually discussed during the Weimar period and the research of state-history to fluidize the existing borderline was inaugurated. In the last period of the Weimar Republic, the Empire reform was reactivated again since the dismissal of the Prussian government and the critic of the federalism has driven the federal state into the unitary state with the enactment of the Empire-governor law. In the postwar Germany, the dismantlement of Prussia and the reorganization of the states were realized by the Allies, especially by U.S.A. and France, while the unitary state was decentralized and the federal structure was recovered.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：連邦主義 ワイマール(ヴァイマル) ライヒ改革 プロイセン フーゴ・プロイス アルノルト・プレヒト カール・シュミット ヘルマン・オバン

1. 研究開始当初の背景

研究代表者権左武志は、過去四年間に行った基盤研究(B)「帝国モデルと主権国家モデルの理論的・歴史的比較考察」において、帝国モデルと主権国家モデルという二つの理念型を設定し、中世・近世から近・現代に至るドイツ史の中で、各モデルの比重の変遷を理論的・歴史的に比較考察した。この結果、

(1) 1806年以前の旧帝国と1871年以後の第二帝政との間で、国家編成の原理において歴史的断絶を否定しがたい一方で、ワイマール期に至るまで連邦制的構造において広汎な連続性が見られる点、(2) 1933年に単一国家化とライヒ理念再生により大きな断絶が生じたが、第二次大戦以後は、1948-49年の議会評議会により連邦制的構造が再建され、連続性を回復している点が明らかになった。

近年は旧帝国が連邦主義のモデルとして歴史学者により論じられているが(vgl. D. Langewiesche, *Reich, Nation, Föderation*, München 2008)、何重もの歴史的断絶を無視し、各時期を一括して連続的に捉える傾向を否定できない。これに対し、旧帝国崩壊後に「国家連合から連邦国家へ」の道を経て成立したドイツ連邦主義の伝統は、ワイマール初期からナチズム期にかけて単一国家化による挑戦と瓦解を経て、第二次大戦後に再建されたものであり、戦間期における単一国家化と連邦国家化のダイナミズムを視野に入れる時に初めて適切に把握できる。

2. 研究の目的

そこで本研究は、ドイツに特有な連邦制的構造が、まず第二帝政末期からワイマール初期にかけて、次にワイマール崩壊期から戦後再建期にかけて、いかなる点で変容し断絶しているか、いかなる点で継承され連続しているか、ワイマール期を中心として考察し、主権国家中心と異なるヨーロッパの連邦制国家秩序の成立過程を解明することを目的とする。本研究は、最近の連邦主義再評価の動向を踏まえ、ワイマール期ドイツを中心とし、主権国家中心の見方では捉えられないヨーロッパの連邦制的国家秩序の成立過程を解明しようと試みるものである。

本研究は、第二帝政崩壊・ワイマール創立期、ワイマール崩壊・ナチズム成立期、連邦共和国創立期、ワイマール・ナチズム期歴史学という四つの時期・分野に分け、各時期に即し、連邦制化と単一国家化、連続面と断絶面の比重を次のように明らかにする。

(1) ワイマール創立期

ワイマール憲法で修正された連邦制的構造と政府-議会関係が、第二帝政期と比較していかに連続し、いかに変容しているか、内務省議事録に見られるプロイス、ヴェーバーの見解や憲法制定議会における審議過程に

即し、ライヒ再編(プロイセン解体と連邦評議会改廃)や大統領公選制を中心として考察する。

(2) ワイマール崩壊期

ワイマール共和国の連邦制的構造と政府-議会分立構造が、1932年から33年にかけていかなる過程を経て廃棄され、一党独裁の単一国家へと再編成されるか、特にライヒ-プロイセン訴訟やライヒ総督法制定に関与したカール・シュミットの連邦主義批判、彼と保守革命運動との人的つながり、同時代の公法学者の見解に即して明らかにする。

(3) 連邦共和国創立期

戦後制定された連邦共和国基本法が、いかにしてワイマールの教訓から学び、大統領公選・憲法改正等の人民投票的規定を撤廃・限定し、連邦主義と政府-議会の均衡を回復する工夫を行ったか、1948-49年のヘレンヒムゼー会議と議会評議会における審議過程に即して明らかにする。

(4) ワイマール・ナチズム期歴史学

加えて、ワイマール・ナチズム期の歴史学に見られる新たな地方史研究の動向が、連邦制の単位をなす領邦国家を解体し、ヴェルサイユ条約で定められた境界線を相対化する点で、ナチズムの東方政策や西部国境改定運動といかに関係しているか、ボン大学地方史研究所やブレスラウ大学を中心として検討する。

3. 研究の方法

研究目的を遂行するため、四つの時期・分野に分けて、個別課題と担当者を定め、研究ユニットを組織する。つまり飯田芳弘と遠藤泰弘が、ワイマール初期における連邦主義と統一主義を、権左武志と林知更が、ワイマール末期における連邦主義と単一国家化を、今野元が、戦後再建期における連邦主義化を、田口正樹が、ワイマール・ナチズム期歴史学をそれぞれ担当する。

最初に研究課題を共有し、個別に設定した上で、研究ユニットごとに史料・文献を収集・分析し、研究協力者の助力を得て個別課題を推進する。また、定期的開催される全体研究会で成果を報告・批評し合い、研究視角を拡げる一方で、研究者招聘と在外研究により研究情報の取得とネットワークの拡充に努める。研究成果は内外の学会で逐次報告し、学会に還元するとともに、論文集により全体研究の成果を公表することを最終目標とする。

4. 研究成果

各時期・分野に関する個別の研究成果は次の通りである。現在、研究会で報告された研

研究成果を原稿にまとめて、論文集を公刊する準備を進めている。

(1) ワイマール創立期

遠藤泰弘：プロイスがワイマール憲法制定過程で果たした役割を、直接公選大統領制構想を中心に検討した。この構想の淵源は1917年ビスマルク憲法改正案にある点、プロイセン解体等の構想が変更を余儀なくされる中、大統領制構想はほぼ維持された点、行政府と立法府の不均衡は遂に解決できなかった点を確認した。

飯田芳弘：ワイマール期連邦制の歴史的特質を明らかにするため、ワイマール期ライヒ改革論議における民主的単一国家論に注目し、研究を総括した。特にプロイセン官僚A・ブレヒトの民主的単一国家論に立つライヒ改革構想の展開を辿り、その政治史的意味を考察した。

(2) ワイマール崩壊期

権左武志：コブレンツ連邦文書館で収集したW・イエリネックとの往復書簡や、新たに発見された1933年2月22日講演を分析し、ワイマール末期カール・シュミットがハイデルベルク・リベラル派と一定のコンタクトを保った点、シュミットの連邦主義批判が以後のナチスへの転向を説明する主要要因である点を明らかにした。

林知更：ワイマール期憲法学における理論的新潮流の議論の中に、連邦制をめぐる問題連関がどのような形で現れているかを考察した。特に1929-33年のカール・シュミット及びその弟子フーバーの諸論稿を主たる題材として分析を行った。

(3) 連邦共和国創立期

今野元：従来の研究が議会評議会の展開に傾斜していたのに対し、議会評議会へ至る1945-47年の展開に重点を置いた。その際に、連邦州創設に関わる国際政治的文脈や、連邦制構想における国民社会主義体制への忌避感が明確になり、ワイマール国制との関係性は薄かった点が判明した。

(4) ワイマール・ナチズム期歴史学

田口正樹：1930年頃までのヘルマン・オバンの地方史研究の内容と意義を検討した。彼の歴史像がフォルクを対象としつつも動的で柔軟な性格を示した点、直接の効果としては既存の政治的境界の流動化を助長しつつも、連邦制を構成するラントの性格に関する基礎的省察と見なしう点を確認した。

これら個別研究と並んで、2013年3月には、ドイツ憲法史学者のクリストフ・シェーンベルガー教授（コンスタンツ）を招聘し、北海道大学法学会、東京大学日独法学会、大阪大学法学研究科で講演会を開催した。また、2013年9月には、シュミット研究者のライン

ハルト・メーリング教授（ハイデルベルク）を招聘し、京都産業大学世界問題研究所、成蹊大学思想史研究会で講演会を開催した。

立憲民主政のあり方を考える上で、ワイマール期研究の現代的意義はますます高まっているにもかかわらず、近年この時期を対象とする政治学・憲法学史の研究は乏しかった。本研究は、外国人研究者の招聘や新資料の紹介作業を通じ、法学・政治学の各分野で、ワイマール期連邦主義への関心を新たに喚起することができたと評価できる。

今後は、ワイマール期国家学説が戦前日本の政治学に受容された経緯や、ワイマール共和国の創立と崩壊に指導的知識人が果たした役割を解明するべく、研究プロジェクトを構想している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計42件）

1. 遠藤泰弘「フーゲー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、政治思想研究14号、P.324-355、2014、査読有
2. 遠藤泰弘「日本政治の現状と課題」、地域研究ジャーナル24号、P.98-102、2014、査読無
3. 田口正樹「中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（四・完）」、北大法学論集64巻6号、P.1-38、2014、査読無
4. 田口正樹「中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（三）」、北大法学論集64巻5号、P.23-65、2014、査読無
5. 権左武志「〔翻訳・解題〕ラインハルト・メーリング「1933年9月ベルリンのマルティン・ハイデガーとカール・シュミット」」、思想1073号、P.7-18、2013、査読無
6. 権左武志「〔書評〕先崎彰容『ナショナリズムの復権』（筑摩書房）」、週刊読書人2013年7月26日号、P.3、2013、査読無
7. 林知更「憲法における自治と連邦」、地方自治788号、P.2-16、2013、査読無
8. 林知更「文献ジャンルとしての憲政評論—高見勝利『政治の混迷と憲法—政権交代を読む』（岩波書店、2012年）を読む」、法律時報85巻5号、P.79-85、2013、査読無
9. 林知更「政党法制—または政治的法の諸原理について」、論究ジュリスト5号、P.96-107、2013、査読無
10. 今野元「ザラツィン論争—体制化した「六八年世代」への異議申立」、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集14号、P.175-204、2013、査読無

11. 今野元「トーマス・ニッパードと「歴史主義的」ナショナリズム研究(2)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)45号、P.69-102、2013、査読無
12. 田口正樹「〔新刊紹介〕Michael BORGOLTE, Julia DUECKER, Marcel MUELLERBURG, Bernd SCHNEIDMUELLER (eds.), Integration und Desintegration der Kulturen im europaischen Mittelalter (Europa im Mittelalter, Bd. 18), Berlin, Akademie Verlag, 2011, 612p., 99.80EUR.」西洋中世研究5号、P.164-165、2013、査読無
13. 田口正樹「〔新刊紹介〕Jochen JOHRENDT und Harald MUELLER (eds.), Rom und Regionen. Studien zur Homogenisierung der lateinischen Kirche im Hochmittelalter (Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften zu Goettingen, Neue Folge, Bd. 19), Berlin/Boston, De Gruyter, 2012, VIII, 495p., 119.95EUR.」西洋中世研究5号、P.180-181、2013、査読無
14. 田口正樹「中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー(二)」、北大法学論集64巻4号、P.1-49、2013、査読無
15. 田口正樹「〔翻訳〕ペーター・エストマン「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について：管轄と訴訟原則」、北大法学論集64巻4号、P.118-79、2013、査読無
16. 田口正樹「〔翻訳〕ペーター・エストマン「ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所(1495年から1806年)：歴史・研究・展望」、北大法学論集64巻4号、P.160-120、2013、査読無
17. 田口正樹・佐々木健・松本尚子・小室輝久「学界回顧2013 西洋法制史」、法律時報85巻13号、P.338-343、2013、査読無
18. 田口正樹「中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー(一)」、北大法学論集64巻3号、P.71-123、2013、査読無
19. 権左武志「〔書評〕山口周三『南原繁の生涯—信仰・思想・業績』」、週刊読書人12月14日号、P.4、2012、査読無
20. 権左武志・小島優子「〔翻訳〕エミール・アンゲールン「ヘーゲル「法哲学」における主体的自由の権利」、ヘーゲル哲学研究18号、P.10-18、2012、査読無
21. 権左武志「ヘーゲルのロマン主義批判—受容から克服へ」、ヘーゲル哲学研究18号、P.33-45、2012、査読無
22. 権左武志「第三帝国の創立と連邦制の問題—カール・シュミットはいかにして国家社会主義者となったか?」、思想1055号、P.41-61、2012、査読有
23. 遠藤泰弘「〔書評〕ヨハネス・アルトジウス—自然法的国家論の展開及び法体系学説史研究—」、社会思想史研究36号、P.182-186、2012、査読無
24. 遠藤泰弘「帝国・国家・ゲマインデ：フーコー・プロイスの政治構想」、松山大学論集24巻1号、P.123-143、2012、査読無
25. 林知更「連邦と憲法理論—ワイマール憲法理論における連邦国家論の学説史的意義をめぐって・下」、法律時報84巻6号、P.66-74、2012、査読無
26. 林知更「連邦と憲法理論—ワイマール憲法理論における連邦国家論の学説史的意義をめぐって・上」、法律時報84巻5号、P.99-105、2012、査読無
27. 今野元「トーマス・ニッパードと「歴史主義的」ナショナリズム研究(1)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)44号、P.97-119、2012、査読無
28. 今野元「吉野作造のドイツ留学(3)」、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集13号、P.226-252、2012、査読無
29. 田口正樹・佐々木健・松本尚子・小室輝久「学界回顧2012 西洋法制史」、法律時報84巻13号、P.327-332、2012、査読無
30. 田口正樹「〔翻訳〕ヴォルフガング・カイザー「中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat.fol. 269を例として」、北大法学論集63巻2号、P.219-240、2012、査読無
31. 田口正樹「ルーポルト・フォン・ベーンブルクの帝国論—14世紀中葉の帝国とドイツ人—」、北大法学論集63巻1号、P.1-45、2012、査読無
32. 田口正樹「フリードベルク城対フリードベルク市—中世後期ドイツの継続的紛争—(2・完)」、北大法学論集62巻6号、P.103-146、2012、査読無
33. 田口正樹「フリードベルク城対フリードベルク市—中世後期ドイツの継続的紛争—(1)」、北大法学論集62巻5号、P.1-33、2012、査読無
34. 権左武志「書評：苅部直『歴史という皮膚』」、週刊読書人7月22日号、P.3、2011、査読無
35. 権左武志「歴史の探求に何の意味があるのか?—和辻哲郎文化賞を受賞して」、北海道新聞4月28日夕刊、P.4、2011、査読無
36. 飯田芳弘「想像のドイツ帝国—19世紀ドイツにおける国民形成と連邦国家建設」、学習院大学法学会雑誌47巻1号、P.67-105、2011、査読無
37. 遠藤泰弘「近代国家とは何か—近代ドイツ公法学の国家論」、ジュリスト1422号、P.14-20、2011、査読有
38. 今野元「教皇ベネディクトゥス六世の闘争—キリスト教的ヨーロッパのため

- の「二正面作戦」、ドイツ研究 45 号、P.177-193、2011、査読有
39. 今野元「ヴォルフガング・J・モムゼンと「修正主義的」ナショナリズム研究(2)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編) 43 号、P.51-60、2011、査読無
 40. 田口正樹・五十君麻里子・高橋直人・高友希子「学界回顧 2011 西洋法制史」、法律時報 83 卷 13 号、P.324-329、2011、査読無
 41. 田口正樹「ペーター・フォン・アンドラウの帝国論——15 世紀中葉の帝国とドイツ人——」、北大法学論集 62 卷 3 号、P.1-47、2011、査読無
 42. 田口正樹「〔翻訳〕ペーター・ランダウ著『学識法とドイツ国制史：ハインリヒ獅子公の訴訟とゲルンハウゼン証書』」、新世代法政策学研究 12 号、P.149-175、2011、査読無

〔学会発表〕(計 14 件)

1. 今野元「柳父園近『政治と宗教』——命題と論点」、政治学研究会(東北大学・仙台市)、2014 年 1 月 31 日
2. 遠藤泰弘「フーコー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、慶應義塾大学大学院講演会(慶應義塾大学三田キャンパス・東京都)、2013 年 11 月 7 日
3. 遠藤泰弘「フーコー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、第 38 回社会思想史学会大会(関西学院大学上ヶ原キャンパス・西宮市)、2013 年 10 月 27 日
4. 今野元「東京大学法学部における「国際政治史」の百年——神川彦松・横山信・高橋進・ディアドコイ」、国際政治史研究会(お茶の水女子大学・東京都)、2013 年 4 月 3 日
5. 遠藤泰弘「日本政治の現状と課題」、日中法制度比較研究シンポジウム(浙江大学光華法学院・中国)、2013 年 3 月 11 日
6. KONNO, Hajime, “‘Der ungekrönte König von Polen’. Bogdan Graf von Hutten-Czapski und die deutsch-polnischen Beziehungen 1870-1937,” Klaus Zernack Colloquium (Zentrum für Historische Forschung Berlin der Polnischen Akademie der Wissenschaften, Deutschland), 2012.12.10
7. 遠藤泰弘「コメント：18・9 世紀ドイツの社会経済思想—19 世紀ドイツにおける国家・社会・労働」、第 37 回社会思想史学会大会(一橋大学国立キャンパス・国立市)、2012 年 10 月 27 日
8. KONNO, Hajime, “Max Weber als westlich orientierter Nationalist im deutschen Kaiserreich,” Institut fuer Zeitgeschichte (Muenchen, Deutschland), 2012.9.5
9. 権左武志「ヘーゲルのロマン主義批判—受容から克服へ」、日本ヘーゲル学会第 14 回研究大会(神奈川大学・横浜市)、2011 年 12 月 18 日
10. 権左武志「合評会『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』自著紹介」、日本ヘーゲル学会第 14 回研究大会(神奈川大学・横浜市)、2011 年 12 月 17 日
11. 今野元「吉野作造と上杉愼吉——ドイツ政治論の競演」、東海地区政治思想研究会(名古屋大学東山キャンパス・名古屋市)、2011 年 9 月 30 日
12. KONNO, Hajime, “Die Wahrnehmung der deutschen Politik an der Kaiserlichen Universität Tokio 1905–1933. Sakuzo Yoshino und Shinkichi Uesugi im Vergleich,” Internationales Begegnungszentrum der Wissenschaft Muenchen e. V. (Muenchen, Deutschland), 2011.7.23
13. 権左武志「ヘーゲルのエジプト論—実体性倫理からの主体性の析出」、日本ヘーゲル学会第 13 回研究大会(お茶の水女子大学・東京都)、2011 年 6 月 19 日
14. 遠藤泰弘「フーコー・プロイスとドイツ革命」、第 18 回政治思想学会研究大会(姫路獨協大学・姫路市)、2011 年 5 月 28 日

〔図書〕(計 13 件)

1. 権左武志「ヘーゲル—啓蒙と革命の間の政治哲学」、小野紀明・川崎修【編集代表】川出良枝・犬塚元・宇野重規・杉田敦・齋藤純一【編集委員】『岩波講座 政治哲学第 2 巻 啓蒙・改革・革命』(岩波書店)、P.223-244、2014
2. 権左武志『ヘーゲルとその時代』(岩波書店)、P.1-248、2013
3. 飯田芳弘『想像のドイツ帝国：統一の時代における国民形成と連邦国家建設』(東京大学出版会)、P.1-434、2013
4. 林知更「憲法原理としての民主政—ドイツにおける発展を手がかりに」、長谷部恭男・安西文雄・宍戸常寿・林知更【編】『現代立憲主義の諸相——高橋和之先生古稀記念』(有斐閣)、P.3-36、2013
5. 林知更「議院内閣制—法と政治の間で」、南野森【編】『憲法学の世界』(日本評論社)、P.60-71、2013
6. 林知更「思想の自由・良心の自由」、南野森【編】『憲法学の世界』(日本評論社)、P.191-204、2013
7. KONNO, Hajime, “Die Wahrnehmung der deutschen Politik an der Kaiserlichen Universität Tokio 1905-1933. Sakuzo Yoshino und Shinkichi Uesugi im Vergleich,” *Berichte aus dem Internationalen Begegnungszentrum der Wissenschaft e. V. 2012*, pp.18-21, 2013
8. GONZA, Takeshi, “Die europäische Neuzeit als Sakularisationsbewegung --- Der

- Realisierungsprozess der Freiheit und ihre Begründung in Hegels Vorlesungen über die Geschichtsphilosophie 1830/31," JAMME, Christoph & KUBO, Yohichi, *Logik und Realität: Wie systematisch ist Hegels System?*(Fink Verlag), pp.259-275, 2012
9. 遠藤泰弘「フーコー・プロイスとドイツ革命」、政治思想学会【編】『政治思想研究 12 変革期の政治思想』(風行社)、P.87-113、2012
 10. 林知更「ドイツにおけるヨーロッパ憲法論—EUと憲法理論」、中村民雄・山元一【編】『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』(信山社)、P.177-207、2012
 11. 今野元「マックス・ヴェーバーと皇帝ヴィルヘルム二世—ドイツ君主制への情熱と諦念」、政治思想学会【編】『政治思想研究 12 変革期の政治思想』(風行社)、P.221-250、2012
 12. 田口正樹「中世後期ドイツの学識法曹と政治・外交活動」、長谷川晃【編著】『法のクレオール序説—異法融合の秩序学』(北海道大学出版会)、P.117-141、2012
 13. 田口正樹「李玉璽〔翻訳〕近代初期徳意志警察條令與刑事司法」、政治大學法學院基礎法學中心【編】『法文化研究 継受與後継受時代的基础法學』(元照出版)、P.181-200、2011

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~gonza/>

http://www.aichi-pu.ac.jp/department_introduction/foreign_studies/teachers_data/konno.html

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54907/1/lawreview_vol64no6_2.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54533/1/HLR64-5_003.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53720/2/HLR64-4_002.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53716/1/HLR64-4_006.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53715/1/HLR64-4_007.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53397/1/HLR64-3_002.pdf

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/49791>

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/49306>

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/6082>

<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/lpg.html>

<http://www.ics.aichi-pu.ac.jp/title-list-2.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

権左 武志 (GONZA, Takeshi)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50215513

(2)研究分担者

飯田 芳弘 (IIDA, Yoshihiro)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号：40232128
遠藤 泰弘 (ENDO, Yasuhiro)
松山大学・法学部・准教授
研究者番号：30374177
林 知更 (HAYASHI, Tomonobu)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：30292816
今野 元 (KONNO, Hajime)
愛知県立大学・外国語学部・准教授
研究者番号：60444949
田口 正樹 (TAGUCHI, Masaki)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20206931

(3)連携研究者 なし